

中野市新型インフルエンザ等対策行動計画 改定について



中野市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要

○ 改定行動計画は、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、迅速に対応できるよう、平時から対応策を整理し、備えの充実を図るもの

○ 感染症危機の発生に際しては、政府の基本的対処方針及び行動計画の様々な選択肢を参考に、本市の基本的方針を作成し、対応を行う

記載項目	現計画	新計画
策定/改定	2013年策定	約10年ぶり、初の抜本改正 ✓ 新型コロナの経験を踏まえ、対策を具体化
対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型コロナ、新型インフル以外の 呼吸器感染症も念頭に記載を充実
平時の準備	対応段階を6段階として記載 ①未発生期、②海外発生期、③国内発 生期早期、④県内発生期早期、 ⑤県内感染期、⑥小康期	記載を3段階（①準備期、②初動期、③対応期）に分け、準備期の取組を充実 ※状況の変化に応じて、対策項目ごとに切替えタイミングを示す
対策項目	7項目 ①実施体制、②サーベイランス・情報 収集、③情報提供・共有、 ④予防・まん延防止、⑤予防接種、 ⑥医療、⑦市民生活・市民経済	7項目 ①実施体制、②情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u> 、③まん延防止、④ワクチン、 ⑤保健、⑥物資、⑦市民生活・市民経済 ※新設項目に下線 ✓ 新型コロナ対応で課題となった項目を中心に、項目を独立させ、記載を充実
横断的視点	—	各分野横断的な取組として3つの視点を設定 ✓ 人材育成、国、県、地方公共団体との連携、DXの推進
複数の感染拡大 への対応	— ✓ 比較的短期の収束が前提	複数の感染拡大への対応 対策の機動的切替え ✓ ワクチンや治療薬の普及に応じた対策の緩和も明記 ✓ 中長期的に複数の波が来ることも想定
実効性確保	—	実施状況の毎年度フォローアップ おおむね6年ごとの改定を明記

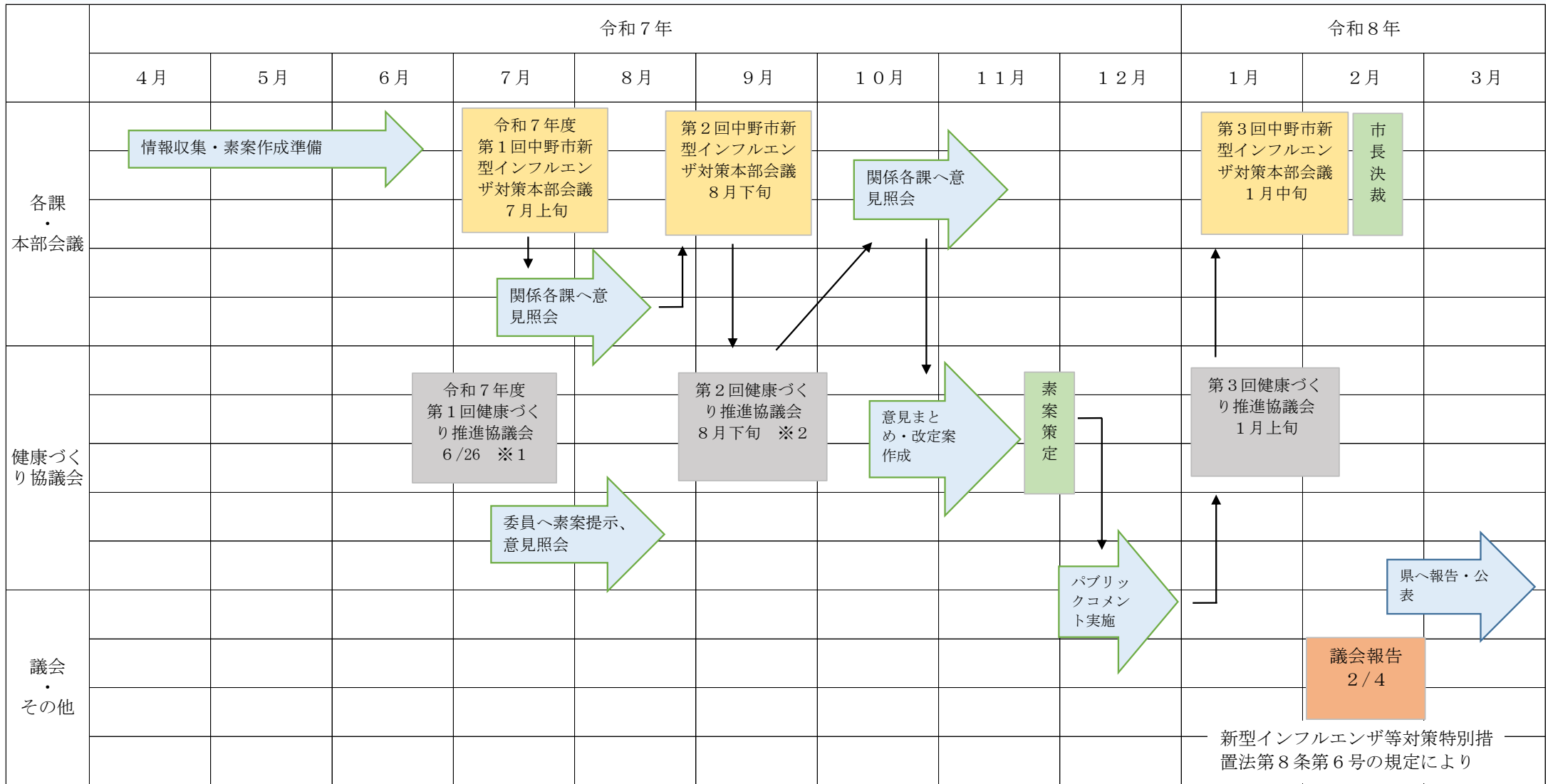
各分野の取組

* 下線部は県の追加事項

参考

対策項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 国、県、市町村、JIHS、指定公共機関、医療機関等における人材育成や実践的な訓練 国、県、市町村等との連携強化 感染症対策連携協議会の活用による関係機関との発生時の対応協議 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部の設置(必要に応じて条例設置) 国、県と連携し、関係機関との情報共有を行いつつ、<u>基本的方針を決定</u> 必要に応じて人員体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 国、県と連携し、関係機関との情報共有を行いつつ、<u>基本的方針を変更</u> 必要に応じて応援職員要請・派遣や総合調整・指示
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<p>感染症対策について市民等が適切に判断・行動できるよう</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症危機に対する理解を深める リスクコミュニケーションの在り方の整理・体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大に備えて、科学的知見等に基づき、市民等へ感染状況や有効な感染防止対策等を情報提供・共有 コールセンター・<u>誹謗中傷相談窓口を設置、対応期も継続</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き正確な情報を市民に共有し、感染対策の呼びかけや誹謗中傷対策を実施することで市民の不安の解消等に努める <u>感染状況のわかりやすい指標を設定し、地域ごとの感染状況の目安を示す</u>
③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止対策を機動的に実施するため、有事に市民・事業者の協力を得るための理解促進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速な市内でのまん延防止対策(患者への入院勧告・措置や濃厚接触者への外出自粛要請等)実施のための準備 業務継続計画に基づく対応の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 病原体の性状や、ワクチン・治療薬の普及等の状況変化により、対策の強度を柔軟に切替え(医療と経済のバランス)
④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> 接種体制構築 ワクチンに関する情報提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> ワクチンの流通、接種に必要な体制について、市町村等の関係機関と連携し整備 医療関係者へ予防接種の協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> 流行株の変異状況や副反応等の情報に注意しながら、確保したワクチンの接種を迅速に進める ワクチンの安全性等に係る情報の収集と適切な対策の実施
⑤保健(新)	<ul style="list-style-type: none"> 研修・訓練を通じた保健所等の人材の育成 健康危機対処計画策定、有事の際の基盤作りを行う <u>環境保全研究所等における検査機関等への研修指導</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所等における有事体制への迅速な移行準備 患者等への対応(入院勧告・措置や積極的疫学調査)や濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施等) <u>集団感染(クラスター)の発生した施設の調査に係る外部団体も含めた派遣の検討</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 各種計画や準備期に整備した体制に基づき、迅速に有事体制に移行する 入院調整および自宅・宿泊療養の調整 市町村等と協力した健康観察および生活支援 情報集約、地方公共団体間の調整、業務の一元化 地域の実情も踏まえて体制・対応見直し
⑥物資(新)	<ul style="list-style-type: none"> 必要な感染症対策物資等の備蓄・配置の推進 <u>有事における個人防護具が不足する医療機関等への配布方法を確認</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 物資の需給状況、備蓄・配置状況の確認、対応期も継続 <u>個人防護具が不足する医療機関等へ速やかに配布できるよう準備</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等で個人防護具が不足する場合、市備蓄を配布 なお不足のおそれがある場合、県備蓄の配布を要請
⑦市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 有事に市民生活や社会経済活動の安定を確保できるよう、体制整備 有事の情報共有体制等の整備、業務継続計画策定等事業継続の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 市内での発生に備え、必要な対策の準備を開始 事業継続のための感染対策等準備、法令等の弾力的運用の周知等 	<ul style="list-style-type: none"> 平時の準備を基に市民生活や社会経済活動の安定を確保 生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う

「中野市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定スケジュール（案）



※1…議題：国・県の情報共有、本市のスケジュール、予防計画の進捗状況

※2…議題：新型インフルエンザ等対策行動計画素案の意見反映等について

中野市新型インフルエンザ等対策行動計画概要(平成25年度)

①内容・位置づけ(P1)

◆新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、中野市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、政府新型インフルエンザ等対策行動計画及び長野県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく市町村行動計画に位置付けられる。

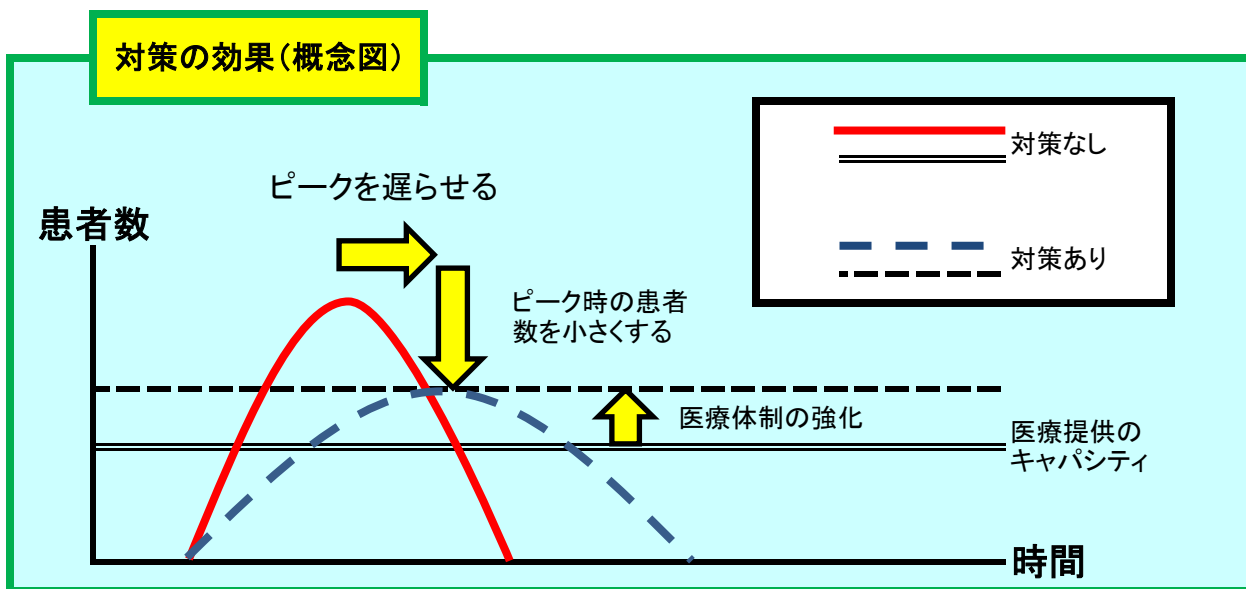
②対策の目的と戦略(P3~P4)

◆感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。(P3)

- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチンが製造されるまでの時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数を少なくし、医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数が医療機関の受け入れ能力を超えないようにする。
- ・新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定する。

◆市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。(P4)

- ・地域での感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画を作成・実施し、医療提供の業務及び市民生活・市民経済の安定に関係する業務の維持を図る。



【発生段階(P4~P5)】

発生段階(国)	発生段階(県・市)	状 態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内発生期早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内発生期早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が確認できる状態
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が確認できなくなった状態
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

発生段階ごとの主な対策の概要（平成25年度）

※未発生期には、市行動計画を踏まえ、県等との連携を図り、事前の準備を推進する。（P24～P29）

	海外発生期 (P30～P34)	国内発生早期 (P35～P39)	県内発生早期 (P40～P47)	県内感染期 (P48～P54)	小康期 (P55～P57)
対策の 考え方	・国、県等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報収集 ・国内、県内発生に向けての体制整備	・医療機関、事業者、市民に対しての積極的な情報提供 ・県内発生に向けての体制整備	・流行のピークを遅らせるための感染拡大防止策実施 ・感染拡大防止に向けた体制整備	・感染拡大防止策から被害軽減策へ変更 ・必要なライフライン等の事業活動の継続	・第2波に備え第1波の評価 ・医療体制、社会経済活動の回復
実施体制	・政府、県対策本部の設置 ・市行動計画に基づく事前準備	○政府による緊急事態宣言時 ・市対策本部の設置			・政府、県対策本部の廃止
サーベイ ランス・ 情報収集	・国、県からの要請に応じ、県内発生に備えたサーベイランス体制の実施	同左	・患者の全数把握 ・患者の臨床情報把握	・患者の全数把握を中止し、通常のサーベイランスを継続	・集団発生の状況把握
情報提 供・共有	・海外での発生状況を情報提供 ・相談窓口の設置	・国内での発生状況を情報提供 ・相談窓口の設置	・市民への情報発信の強化 ・相談窓口の充実、強化	同左	・情報提供のあり方を見直し ・相談窓口への問い合わせの取りまとめ。
予防・まん 延防止	・市民への手洗い、咳エチケット等の勧奨	同左	同左	同左	・海外での発生状況を踏まえつつ、国の見直しについて情報提供・注意喚起を周知
予防接種	・特定接種の準備 ・住民接種の準備	・特定接種の準備、実施 ・住民接種の準備	・特定接種の実施 ・住民接種の準備、実施	・住民接種の実施	・第2波に備えた住民への予防接種の継続
医療	・県が行う医療体制の整備、医療機関等への情報提供等の取組に適宜協力する。	同左	・医療体制の整備、医療機関等への情報提供、医療機関・薬局における警戒活動	・在宅で療養する患者への支援や自宅で死亡した患者への対応等	・第2波に備える。
市民生活・ 市民経済の 安定の確保	・職場における感染予防策の準備 ・一時的に遺体を安置できる施設等確保の準備	同左	・消費者への適切な行動の呼びかけ	同左	
		○緊急事態宣言時 ・県からの要請に応じ、その取組みに協力する			